

「SoftBank Air サービス規約」新旧対照表

改定前（2015年8月4日付）	改定後（2015年9月1日付）
<p><b>第4条（契約の単位）</b>            当社は、本サービスにつき一つの利用契約を締結します。この場合、会員は一つの利用契約について一人に限られるものとします。</p>	<p><b>第4条（契約の単位）</b>            当社は、本サービス1回線につき一つの利用契約を締結します。この場合、会員は一つの利用契約について一人に限られるものとします。</p>
<p><b>第10条（料金等）</b>            1. 会員は本サービスの料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。なお、会員は、利用契約申込み後、速やかに当社が別途定める支払方法の中から選択した料金等の支払方法を当社または集金代行業者（後記第3項において定義します。）に通知するものとします。</p>	<p><b>第10条（料金等）</b>            1. 会員は本サービスの料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。なお、会員は、利用契約申込み後、速やかに当社が別途定める支払方法の中から選択した料金等の支払方法を当社または集金代行業者（後記第3項において定義します。）に通知するものとします。また、各種料金等の具体的な金額および算定方法は、当社が別途定めるところによります。</p>
<p><b>第13条（利用期間、契約期間および解除料）</b>            2. 本サービスの解除料は以下に定めるとおりとします。            契約期間の満了月以外の月に、会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により利用契約を解約した場合、会員は解除料として9,500円（税抜）を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、以下に該当する場合はこの限りではないものとします。            (1) 接続機器を購入し、第9条第1項に定める課金開始日の属する月を1ヵ月目として25ヵ月目の月に本サービスの契約を解除した場合</p>	<p><b>第13条（利用期間、契約期間および解除料）</b>            2. 本サービスの解除料は以下に定めるとおりとします。            契約期間の満了月以外の月に、会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により利用契約を解約した場合、会員は解除料として9,500円（税抜）を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、以下に該当する場合はこの限りではないものとします。            (1) 2015年8月31日以前に本サービスへ申し込みを行い、かつ接続機器を購入し、第9条第1項に定める課金開始日の属する月を1ヵ月目として25ヵ月目の月に本サービスの契約を解除した場合</p>
<p><b>第38条（契約期間および解除料）</b>            2. プレミアムの解除料は以下に定めるとおりとします。            プレミアムの契約期間の満了月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社によるプレミアムの契約解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として3,000円（税抜）を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、本サービスの接続機器を購入した会員で、本サービスと同時にプレミアムの申し込みを行い、第37条に定めるプレミアムの課金開始日の属する月を1ヵ月目として25ヵ月目の月にプレミアムの契約を解除した場合はこの限りではないものとします。</p>	<p><b>第38条（契約期間および解除料）</b>            2. プレミアムの解除料は以下に定めるとおりとします。            プレミアムの契約期間の満了月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社によるプレミアムの契約解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として3,000円（税抜）を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、本サービスの接続機器を購入した会員で、2015年8月31日以前に本サービスと同時にプレミアムの申し込みを行い、第37条に定めるプレミアムの課金開始日の属する月を1ヵ月目として25ヵ月目の月にプレミアムの契約を解除した場合はこの限りではないものとします。</p>

**「個品割賦購入約款」新旧対照表**

改定前（2014年12月1付）	改定後（2015年9月1日付）
<p><b>第6条（賦払金の支払期日・支払方法）</b></p> <p>2. 購入者は、本契約の成立日が属する月の翌月より最大24ヵ月間、賦払金を支払うものとします。なお、商品のうち、「SoftBank Air サービス規約」に基づき提供するSoftBank Air サービスにて利用する「Air ターミナル」の購入者は、本契約の成立日の翌日を1日目として8日目が属する月の翌月より最大24ヵ月間、賦払金を支払うものとします。</p>	<p><b>第6条（賦払金の支払期日・支払方法）</b></p> <p>2. 購入者は、本契約の成立日が属する月の翌月より最大36ヵ月間、賦払金を支払うものとします。なお、商品のうち、「SoftBank Air サービス規約」に基づき提供するSoftBank Air サービスにて利用する「Air ターミナル」の購入者は、本契約の成立日の翌日を1日目として8日目が属する月の翌月より最大36ヵ月間、賦払金を支払うものとします。</p>